

簡易専用水道の適正な管理を！

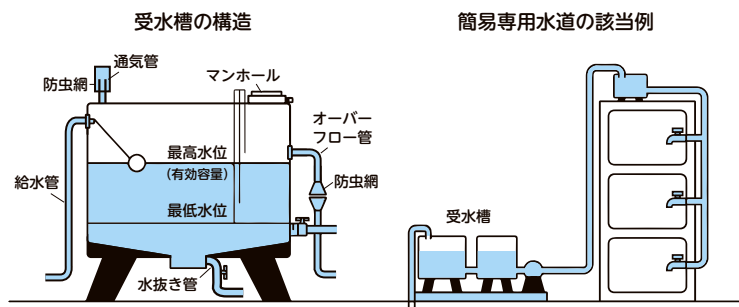
水道課工務係 ☎ 26 2780

定期検査の受検、受水槽・高置水槽の清掃を忘れずに！

簡易専用水道とは？

鳥羽市から供給される水のみを水源として、その水をいったん受水槽^{*1}に貯めてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量^{*2}の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

ただし、水道法第3条6項で規定されている専用水道に該当しているものや、消火用もしくは工業用などに利用されるものであって、全く飲用されないものは除きます。



※1 給水管（水道管）からの水道水が最初が入るのが受水槽です。

※2 受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

必要な衛生管理

1. 水槽の清掃をしましょう

水槽の中は、水アカが発生したり、砂・鉄さびなどが溜まって汚れます。そこで、1年に1回、定期的な清掃を実施しなければなりません。清掃にあたっては、専門の事業者へ依頼するとよいでしょう。

2. 施設の点検をしましょう

経年劣化にともない、水槽にき裂が発生したり、通気管の防虫網が破れたりする場合があります。水槽が健全な状態でないと、有害物や汚水などによって水槽内の水が汚染されますので、必要な点検を実施し、安全対策を講じましょう。

3. 水質検査をしましょう

水が安全であることを確認するため、毎日、蛇口の水を透明なコップに入れ、水の色・濁り・匂い・味に異常がないか確認しましょう。また、水の消毒ができているかを確認するため、塩素濃度を測定しましょう。

異常があった場合には、専門の水質検査機関で水質検査（有料）を行ってください。

4. 法定検査を受けましょう

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査では、施設の衛生状態や図面や書類などをチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

- ① 水槽などの外観検査：水槽などの点検やその周辺の状況について検査
- ② 書類検査：設備などの関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備記録などの検査
- ③ 水質確認：水の臭気・味・色・濁り、塩素濃度の検査

5. 書類や記録を保存しましょう

施設の図面は永久に保存してください。施設の所有者が変わった場合にも重要な書類になります。また、水槽の清掃や点検などの管理記録は、保存期間（3年、5年など）を決めて保存するとよいでしょう。

行政機関への届け出

次の場合、簡易専用水道の設置者は鳥羽市水道課に届け出が必要です。

- ① 簡易専用水道を設置したとき
- ② 設置届出事項の内容に変更があったとき
- ③ 簡易専用水道を継承または廃止したとき

水の汚染事故などが起きたとき

水質に異常を認めたとときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、利用者や市、保健所などの関係者に知らせてください。

事故の原因の除去、水質検査などを実施し、安全を確認してから給水を再開してください。